

## 第28回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成29年1月12日（木）午後3時から午後5時まで

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

鹿野伸二、狩谷あゆみ（新任）、佐田尾信作、杉山信作、鷹村アヤ子、武田信晃、  
武本三穂、月村佳子、平谷優子、藤本光徳、増田吉則、湧田耕辰  
(五十音順、敬称略)

#### [説明者]

佐々木愛彦裁判官、森本清美事務局長、松枝良和首席家庭裁判所調査官、奥谷智子家事首席書記官、寺崎益朗少年首席書記官、山口賢二次席家庭裁判所調査官、河村英雄主任書記官、河村純香書記官

#### [事務担当者]

松嶋修二総務課長、福原美樹総務課課長補佐

### 第4 議事

#### 1 委員異動報告

#### 2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった2人が傍聴することを許可した。

#### 3 開会宣言（総務課長）

#### 4 委員長挨拶

#### 5 委員挨拶、自己紹介

#### 6 議事

「調停の充実と迅速化について」

[委員長]

本日の議事に入る前に、前回の委員会についての報告を総務課長からさせていただきます。

[総務課長]

前回の委員会では「成年後見制度における市民後見人について」というテーマで、委員の皆様から、多岐にわたり大変有意義な御意見等をいただきました。市民後見人の活用について、広島県内においては、前回説明させていただいたとおり、当庁福山支部で選任される事案が出ている他は未だ選任に至っておりませんが、広島市など県内の自治体において市民後見人養成事業の準備を行っている旨聞知しております。また、当庁においては、明日、成年後見制度をテーマに家事関係機関との連絡協議会を開催する予定であり、その席には専門職後見人の給源となっている各種団体の代表に加え、県及び県内の主要自治体並びにその各社会福祉協議会の担当者にお集まりいただいて、前回皆様にお示しして御意見をいただきました「広島家庭裁判所が選任を想定している市民後見人の具体像」についても説明させていただくこととしております。ただ、いずれにしましても市民後見人というテーマについては今後も継続的に内外で検討を続けていくべき問題と捉えておりますので、また折に触れ皆様の御意見も賜りながら、より良い道を模索していくことになろうかと考えております。

[委員長]

それでは、本日の議事に入りますが、まずは担当者から家事調停事件について説明をさせていただきます。

(説明者は、家事調停事件の概要及び事件動向の説明をした後、広島家庭裁判所における家事調停事件の実情について説明した。また、家事調停事件を紹介した DVD を視聴した。)

[委員長]

今、説明させていただいたことについて、御質問や御意見等、御自由に発言をお願いいたします。

[A 委員]

これは質問ですが、さきほどのDVDを見て思ったのが、中心になる子どもの思いとか意見の受け止めはどのような形でされて、どのように調停に反映させていくのかということをお聞きしたいと思います。次に、これは感想ですが、家事調停は学校教育とともに共通していると思いました。学校では子どもと保護者との関わりが中心になりますが、その中で特に大切なのは、相手方の気持ちをまず受け止めるということです。これは教育において最も重要なポイントになります。もう一つは、当事者が決めるということです。いろいろなことが学校教育の中で起こりますが、最終的に保護者と子どもが話をして、子どもが自分の意思で決定するということが、その子の自立というか、その後の人生につながっていく大事な要素になっていくのです。そういう意味から、気持ちの受け止めと、当事者が意思決定するのだという部分が非常にこの調停の中で大事にされているということについて、私も学校教育との相通ずるものを感じたところです。

[説明者（家庭裁判所調査官）]

御質問は、子どもの意向をどのように把握するのかということが1点と、それを調停等の裁判所の手続にどう反映させるのかという点をお尋ねいただいていると理解しております。

まず、1点目ですが、子どもの意向は年齢によってもかなり異なりますので、一概には言えませんが、多くの事例では、調停委員会がまず父母を通じて、子どもの意向の把握を行います。ただ、争いの紛争下にある当事者ですので、意見が必ずしも一致するとは限りません。そういう場合、調停委員会の要請で、家庭裁判所調査官が評議に入り、子どもの意向に関しての父母の意見がどの点で異なっているのかを聴取することになります。例えば面会交流事件で、子どもと同居している親御さんが、別居している親とは会いたくないと子どもが言っていますと主張し、別居している側の親御さんは、それは相手がそう言っているだけで、子どもの内心は違うと主張している場合があります。ある程度の意向把握ができる場合は、家庭裁判所調査官は子どもに会って、心情、意向を把握するということをしています。家庭訪問して心情意向を把握する場合、同居している親御さん

の影響をできるだけ排除するような形で、子どもと話ができるような設定を心掛けています。また、かなり話すことができるような年齢の子どもであれば、家庭訪問である程度お互いを見知りおいた上で、改めて裁判所に来てもらい、面接室で1対1のやりとりをする場合もあります。

面接方法については今説明したとおりですが、尋ねる内容としては、単に親に会いたい、会いたくないということだけではなく、子どもが今どのような心配事を抱えているのか、そして子どもが今後の生活についてどのような願いを持っているのか、そういうことをきちんと聴取し、報告書を作成して調停委員会に報告し、その報告書の閲覧・謄写を通して両親のもとに子どもの願いを届けるということを目標にしています。加えて、家庭裁判所調査官が調停期日に立会い、報告書の内容について補足し、当事者の検討を促すという場合もあります。

[委員長]

今説明のあったような形で報告された調査結果について、調停委員会でどのようなことを心掛けて使っているかについては、裁判官の説明者から説明をしてもらいます。

[説明者（裁判官）]

家庭裁判所調査官から調停委員会に報告された調査結果については、子どもの意思を当事者に知ってもらった上で、当事者がどう感じたのか、自分の考え方があつたのか、違っていたのかという視点で考えてもらい、子どもの意思を把握した上で、どのような解決がいいのかを当事者に考えてもらうということをしています。先ほどのDVDでもありましたが、調停委員会として考える解決方法の道筋がある一方で、まずは当事者に考えてもらうということになります。

[委員長]

このように子どもの調査をすることになった場合、当然、子どもと会う時間が必要になりますし、場合によっては両親それぞれの話を聞かなくてはいけないこともありますので、どうしても期間は延びることになります。ただ、子どもの調査に関しては、先ほど教育の場でもあった話と同じで、まずは受け止めるという

ことや、当事者が決めるということもあります。このことが期間を早くするかどうかという問題と、調停の理念とどのようにつながっているのか、どう関係するかについて、何か御意見はございますか。

[A委員]

学校と共に共通のキーワードがあるということで、最も大事にしていることを二つほど特に申し上げましたが、やはり当事者が理解して納得できることが一番大事なのだと思います。学校現場は特にそうです。例えば、血相を変えて学校に来られる方、あるいは教育委員会に来られる方もいらっしゃいますが、まず一番大事なのは、先ほど申し上げたように、気持ちの受け止めなのだと思います。そのために、話を聴取する時間が、長い場合は3時間、4時間ということもあります。しかし、それをこちらの論理で事をうまい具合に進めようという展開に持っていくとすると、その時点で相手方は聞き手への信頼が持てなくなってしまうのです。まずはしっかりと受け止めること。その中で、まさに調停と同じだと思いましたが、子どもを中心にして、どうしたらいいかというふうにいかに持っていくかですが、それには時間がかかります。それではどういう方法がいいのかについて考えるときに、たくさんの事例を知っている我々とすれば、大体の見通しは簡単につくのですが、それをこちらから提示して押し付けたところで、実は当事者のためにはならないということをたくさん経験してきました。

ですから、実際に解決策を見つけるのは当事者でなければいけないこと、学校で言えば保護者と子どもの関係がなければ、子どもの育ちにつながっていないだろうということと同様と言えるのではないかということを、先ほどのDVDを拝見しながら私は思っていました。

迅速化ということと納得性ということのバランスをとらなければならない必要性というのが、單刀直入に申し上げてちょっと理解できない。そうではなく、納得性を得るためにどれだけの時間を費やしたとしても、それは意義があることではないかなというふうに思います。これはあくまで人のことで、人と人のかかわりですから、納得を得るまでの粘り強い時間と労力を費やすことは、申立人と相

手方の利益につながるのではないかと思っています。

もちろん、迅速化ということの意義が利益につながるのであれば、それは必要だと思うのですが、私は迅速化によってどういった利益が生じるのかということが分からないので、もしそういったことが必要であれば、また教えていただければと思います。

[委員長]

納得か迅速かというよりも、そもそも納得がやはり中心であるという御意見がありました。同種の御意見でもいいですし、やはりこういう点で迅速も必要ではないかという御意見でも、どなたからでもお願ひいたします。

[B 委員]

家庭裁判所で調停をするということは、事態が深刻化しているのではないかと思うのですが、先ほどのDVDで、子どもを大切に思い、子どもを中心に考えようという意向が見えたことはすごくよかったです。そういうことの積み重ねで離婚率が減ったり、いい面で子どもを中心に生きようとする努力が生まれるのではないかと思います。やはり子どもが大事だと思いますし、私たちも人生の長い間にいろいろありましたが、子どもを中心とした気持ちで努力を積み重ねた結果が今に繋がっているのだと思います。

先ほど言わされたように、納得ができて、子どもたちがすくすく伸びていけるような環境を作りたいという意向で迅速に進んでいかれるのか、あるいは離婚したいということを中心に持つて、お互いにいい方向で離婚するように誘導されるのかというのは、私は1回聞いてみたいなと思っていたのですが、いかがでしょうか。

[委員長]

ここは、皆さんの御意見を伺ってから少し説明させていただいたほうがいいかもしれません。今の子どもを中心にというのと、離婚をしたいと言っている当事者がいるのであれば離婚の方向で効率的に話を進めるのと、どちらのほうがいいのかというような問題提起でしょうか。御意見をお願いします。

[C委員]

離婚自体は離婚届を出せばいいのだと思いますが、それが調停まで行くということは相当もめていると思われますので、それを迅速化するというのはすごく矛盾しているのではないかと思いますし、非常に難しいことだと思うのです。長期化する要因や背景というのは、子どもの親権を争うというのが一番多いのかなと思います。DVや暴力の問題が離婚の背景にあって、それで面会交流も難しいという話もあるようですが、離婚の理由がどういうものが多くて長期化するのか、納得できないというのは、多分納得できない要因がきっとお互いの中にあるのだと思いますので、そのあたりについて、もう少し具体的な事例などあれば、少し意見を言いやすいように思います。

[委員長]

私からお話をさせていただくと、離婚理由は本当に様々なものですから、典型的なものはありません。離婚も、離婚だけであれば合意すればいいのですが、片方は離婚したい、片方は離婚したくないという場合もありますし、お金をもらわないと離婚には応じられないという場合もあります。子どもがいる場合には、親権者が問題になることもありますので、どのパターンが多いということは言えないと思っています。当事者間で話をしてみたけれども合意できないから、裁判所の調停を利用されたということになるかと思います。

そのときに、当事者が離婚については合意していて、争いになっているのが金銭面の問題だけであるとか、子どもの問題さえ解決すればよいということであれば、そこに絞りますし、そもそも片方に離婚する気がないときには、本当に離婚する気がないのか、逆に離婚という申立てがあったけれども、話すうちに円満解決ということで離婚をやめるなど、そういうことで合意になることもあります。

ある意味、離婚という問題は身近でもあり得る問題というか、皆さん近くで聞かれることがあるような夫婦間の問題、子どもの問題であると思います。離婚の方向で迅速に進めるのか、裁判所のいう迅速化の意味がそもそも分からぬし必要性があるのかという話があるかと思いますが、迅速化の要請という問題と、

子どもを中心にゆっくり納得するという問題、裁判所はどう考えているのかと言われたら、どう答えますか。

[説明者（裁判所書記官）]

書記官として評議などの機会に調停に関与することがあります。お尋ねのようなどころについて、紋切り型で進めていくというような事例はほとんどないと思っています。仮に双方の意見が合わないケースであれば、当然双方からしっかりとじっくり話を聞いて進めていくというケースが多いと思っていますし、仮に一致している場合であっても、本当にそれでいいのですかというようなところも含めて、調停委員から双方に事情聴取してもらって、納得ができるような結論に向けて回数を重ねていくというような場合が多いと思っています。

先ほどの教育現場のお話で、こちらのサイドから押し付けることはどうかというお話があったかと思いますが、調停委員と話をしておりますと、調停委員も、裁判所の調停を利用される方と初めて会う第1回期日に、どれだけ信頼関係を築けるかということにまずは重点を置いて話を聞いておられると感じていますので、こういう事件であればこういうふうに進めていくというような形の典型的なものはないと思っています。個別具体的な事案に応じて、調停委員、裁判官、関係職員も含めて、どういう解決がいいのかということで、まずはじっくり話を聞いて、そこから進めていくことが多いと感じています。

[委員長]

迅速化というのは、紛争を解決する以上、迅速化のほうがいいというところもあります。今度は、裁判官の委員の御意見をお願いします。

[D委員]

迅速化という話ですが、先ほど委員長の話にもありましたように、別れたいという人が調停を申し立てるのですが、相手方は別れたくないという場合、別れたい人は早く別れたいから早く調停を進めてほしいと言うわけです。夫が生活費などの婚姻費用も渡してくれないという場合には、1か月でも早く離婚して公的な手当を受給したいという思いもあると思います。でも、例えば夫のほうには未練

がある場合には、別れたくないと言うでしょうし、別れるのはやむを得ないにしても、子どもの親権は欲しいとか、財産分与でもめることもあるのです。

早く夫婦関係にけりをつけたいという方は調停を利用して早く解決したいということになりますが、もう片方の別れたくない人は、何とかむしろ逆に説得してほしい、別れるのを待ってほしい、やり直す機会が欲しいということがあると思います。申し立てをする人も申し立てを受ける人も、裁判所にとっては同じ利用者ですが、双方の思っていることが違うのです。そうすると、裁判所としては、そこをどうバランスをとっていくのかが問題ですし、それには納得性も必要です。

例えば、離婚は決めている夫婦でも、財産関係をどう清算するのか、子どもの親権が争点で、それが決まらないから調停で話をしたいという場合もあります。離婚することが決まっていれば、早く離婚して、親権者を決めるほうが、子どもにとっては親と別れることがつらいことであったとしても、両親が紛争状態にあるよりは生活が安定することもあります。また、経済的な問題もありますと、じっくり話をして決めればいいというだけの話ではなくなってくるのです。本人の納得もありますが、そのために経済的に苦しくなる場合や、自身や子どもの生活も安定しなくなることもありますので、その兼ね合いを考えて、子どものことを決めるために双方が話し合って納得性を持って決める必要があります。

また、財産関係でお互いの意見が異なる場合、早く解決の方向にもっていきたいという思いもありますが、お互いに納得もしなければいけないということのせめぎ合いで、私たちも悩むところだと感じています。

当事者ごとに、早くやってほしい人もいれば、じっくりやってほしい人もいますし、双方とも迅速にということを求められた場合でも、納得性のある適切で公平公正な解決にするための手順を踏む必要があります。

委員の皆さんのがそのあたりについて、どのようにお考えになるのかを聞いていけたらと思います。

[委員長]

裁判所のほうで皆さんに具体的に伺いたいことがあります。両方とも早くやつてくれというのであれば、できる限り裁判所は早く繰り返し調停期日の回数を重ねます。両方ともゆっくり考えますからゆっくりやってくださいというのであれば、ゆっくり考えていただく時間を持ちます。

片方が早くやってくれと言っていて、片方はゆっくり考えたいというときにどうするかという問題で考えていただいたほうがいいかと思うのですが、今、原則として、裁判所は1回の調停の期日は、午前半日とか午後半日という形で入れていますが、それが終わると、次回期日を約1か月先から1か月半ぐらい先までの間で入れることを原則にしています。1回1回ごとに1か月から1か月半期間が空くというペースで進めているのですが、そのペースというのが、今お話ししたように、片方はちょっと急いでもらいたい、片方はそうでもないという事件を想定していただいたときに、今の現代社会のペースからいくと、そのくらい必要だと思われるか、それとも1か月から1か月半というのは間が長いのではないかと思われるか、そのあたりはいかがでしょうか。

[E委員]

私は、調停ではありませんが、相談を受ける仕事をしております、非常に似た事案だと思い、興味深く、参考になると思いながら伺っておりました。

何らかの枠組みがなく、一日中会えるとか、何度も会えるとなった場合には、なかなか決まりず、相談自体がエンドレスなものになり、次の相談者との時間がとれないというようなことが起きてきますので、何らかの制限事項はやはり要るのではないかのかなと思っています。それはスピードとか迅速性の問題ではなく、合意しやすい環境として、長過ぎても短過ぎても合意にならない、いつまでもずるずる会うようになってしまいうことが起きるのではないかと思います。

私自身は、次の面談との期間という意味で考えれば、1か月遅れると、なかなか前回との継続性というのが難しくなってきます。そういう困難がなければ、1か月、1か月半でもいいかと思うのですが、普通、初対面の者が会うとき、1か月、1か月半置くと、調停委員と当事者の間は初対面に近い緊張関係になるだろうと思いますので、

1回にかけられる時間がどのくらいとれるのか、会える時間と間隔ということで考えたときに、少し時間が短くなってしまっても、もう少し間隔が短いほうが、前回の調停との継続性というのは確保しやすいのではないかと思いました。

[委員長]

ありがとうございます。先ほど半日と申しましたけど、これは両方の当事者で半日ですので、1人の当事者と会って話す時間はそのまた半分ぐらいになってしまうというところがあります。ほかの方はいかがでしょうか。

[F委員]

調停で離婚するということが決まっている場合であれば、ほかのことは割と簡単にいくのだと思います。個人差があって複雑ですが、財産分与などはそんなにいろいろ考えず、もっと事務的にやってもいいと思うのですが、実際に離婚するかどうかがまだ決まっていない人については、どこにも相談ができないで、調停で調停委員に話を一から全部聞いてもらうことがあると思いますので、そこで自分自身のこれまでを振り返ったり、相手に対する感情など、いろいろ考えることになると思います。ですから、そこがはっきりしていない人については、ゆっくりと時間をかけてあげたらいのではないかと思います。

[委員長]

先ほど例がありましたように、申立人のほうは早く離婚したいと言っているが、相手方はそれ自体迷っているというような場合、どちらかだけを尊重するというわけにいかないのでしょうが、そのあたりはどのように考えていいのでしょうか。

[F委員]

そのときも、片方に未練というか、離婚したくないという気持ちがあるわけですから、両方をゆっくり聞くということしかないのでしょうか。どうして離婚したいのかという話を、そういう気持ちが起ったときからずっと話を聞いていくうちに、今まで自分はこういうことが問題だったなとか、いろいろ考えるかもしれないですし、相手のほうは離婚したくないと思っても、いろいろ自分も悪いところがあるし、直さないといけないとか、いろいろ思うかもしれません。そういうふうなことが、

一番調停としては大事なのではないかと思うのですが。

[G委員]

昔の刑事裁判では、大きな事件だと、かなり長い期間やっていることが多かったように思います。事件の発生から判決までが3年ぐらいかかると、取材している記者も何回も異動して担当者が替わったりして、最後のほうになると、事件の全体もほとんど把握していないような記者が担当しているというようなことがありました。刑事裁判は制度が大きく変わって、裁判員制度になったときに公判前整理手続というのができて、論点をあらかじめ整理して、集中審議で迅速に判決が出るようになりました。これは本当に劇的な変化だと思います。調停の実情を詳しくは知りませんし、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、あらかじめ論点の整理をして、事前にある程度スケジュールについて見通しを立てた上で進めるということもできるのではないかと思いました。刑事裁判でも、かつては絶対にそんなことはできないだろうと思っていたことが今は普通にできているわけですから、調停についても、何らかの工夫の余地があるのではないかと感じました。

[委員長]

今お話しいただいたのは、どちらかというと、審判と調停のうち、裁判所が最終的に判断する審判についての話になるかと思います。審判については、裁判所が争点を整理して進めるということができるのですが、やはり調停というのは、裁判官が最終的に決める判断ではなくて、当事者の納得を得て、当事者が「うん」と言ってくれなくてはいけない。ある意味では、今の調停から審判に移る手続の中では、調停が公判前整理手続のようなことをやって、そこで整理ができるとして、当事者が納得すればそれができるけれども、納得しない場合にはそれで審判に移るというような形も考えられると思うのです。そういう意味では、整理したところで、早く裁判所の判断をしようという手続が進んでいるのですが、調停自体というのは話を聞くこと、整理すること自体が当事者の納得を得る過程と重なっているものですから、そこを劇的に変えるというのはなかなか難しいのかなと私は思ったのですが、何か変えられるでしょうか。

[D委員]

裁判官の委員としての立場でお話します。当事者の方には、離婚は争いないが子どもの親権が問題であるとか、何が問題で、どういうところが争点なのかということも事前に書いて提出してもらうようにしています。その上で、調停委員会でも一応は整理をして確認するのですが、実際には話を聞かないと分からないですし、事前には書かれていなかった問題が出てくることもあります。ですから、本当の争点はどこなのかという確認は、話をしながら聞くことになりますが、それを聞き出すときに、相手の気持ちを受け止めることができて、よくぞ聞いてくれましたという話になると思いますので、裁判所として判断をするとための争点の整理は、当事者に主体的に自分で決めてもらうために引き出すということとは、またちょっと違ってくるかなとは思います。

スケジューリングについても、確かにそのとおりなのですが、例えば離婚調停にしても、いつ配偶者から申し立てられるか分からないですから、例えば1か月後に期日を簡単に入れられますかという話になると思うのです。調停期日は平日だけなのですが、普通に仕事をしている場合には、1か月後のスケジュールもいろいろな都合があって難しいこともあると思います。申立人は離婚したいから調停を申し立てるのですが、相手になって呼び出されたほうは、離婚をしたくないのに、仕事を休んで来いと言うのかという話になるのです。先ほど相談を受ける仕事をされている委員のお話がありましたが、相談者は、自分から先生にお話を聞いていただきたいということで来られるわけで、動機づけがあると思うのですが、そもそも来たくないという方では、早く調停を進めるために1か月に1回来てくださいと言われると、じゃ行かないよという話になって、話し合いもできないという事例もありますので、逆に自分が呼び出される側になったときに、どう動機づけして納得して来てもらい、きちんと話をしてもらうかということも考えなければいけないと思います。

申し立てる側ではなく、申し立てられて嫌々来る側もあるわけで、そういう中でじっくり話を聞いて、かつ、ある程度のスピード感を持って解決しなければいけないというところを皆さんのはうでどうお考えになるのかというところをお聞きできると、非常にありがたいと思います。

[H委員]

実際の調停では、呼び出しても来られず欠席される場合もあると思います。調停は強制的に出頭を命ずることはできないとなると、テーブルに着いているだけでも御の字のような気もしますので、それが多少長くなつてもということもあるのかなと思いました。むしろ、調停のテーブルに乗るケースというのは、それはそれで見込みのあるケースといえるのではないかと思いました。そういう意味では粘り強く納得がいくように、テーブルに乗せてやっていくのもやむを得ないという気もしています。

素朴な疑問としては、調停の最後に調停調書で条項を決めることになるようですが、決まった条項を守らない場合は、次にどのようなステップになるのかをお聞きしてみたいと思いました。

[委員長]

今御質問のあった調停条項の話ですが、離婚するとか、親権者をどちらにするというのは、調停が成立すれば、直ちに法律上の効果が生じるということになります。金銭的な面については、支払条項で明確にできれば、民事判決をもらったのと同じように、強制執行ができるという形にはなります。強制力がない合意をすることもありますが、メインになるような条項については、合意とはいえ、裁判で決まったのと同じ効力が発生すると考えていただいてよろしいかと思います。

[I 委員]

調停の実情については不勉強なもので、はっきりとは申し上げられないのですが、最終的に納得できるような合意ができるのであれば、ある程度の期間にわたって調停が行われること自体はやむを得ないのかなとは思います。ただ、一定数、もしかしたら次のステップに進むために、形式上、調停を行っているような場合といいますか、およそ合意はできないのではないかと調停委員が感じるような場合には、ある意味、ちょっと早目に踏ん切りをつけてしまって、次のステップに進めてあげるというのも一つの手ではないかと、個人的には思っているところです。

[J 委員]

私も今日の委員会に出席するに当たって、調停経験者に何か問題と感じたことがあ

ったかどうかを聞いてきました。その人によれば、調停で相手と同席せずに別々に話をしていたので、自分が伝えたことを相手にどう伝えたのかについて、後からでもよいので議事録やメモというような形ででも教えてもらいたいと思ったと言っていて、なるほどと思いましたので、そのようなことも一つ、今後の何か策にしていただければと思いました。

[委員長]

今の話ですが、調停の話はいろいろ流動的なものですから、進行過程で議事録のような記録はとらないことが原則になっています。必要なときに特別に作るということはあり得ない話ではないですが、一般的には記録を残さないようになっています。

[J 委員]

それは何か理由があるのですか。

[D 委員]

調停で自由に発言していただいていると、気が変わることもあるのです。勢いで別れると言ったけれど、やっぱり別れるのはやめたということもあるのです。それを記録に残して夫婦関係とか機微があるものについて固定するのはよくないと思いますし、そこを全部書面で残すと、あのときはああ言った、こう言ったという話になりますので、自由な形で話していただくためにも、書面には残さないようにしています。今、言われた伝え方というのは非常に大事です。人から聞いたことを伝えるとき、重要なことについては、何をどう伝えるか、どこまで伝えるかについて、裁判官も含めて慎重にやるようにしています。場合によっては、伝えたいことを紙に書いてくださいとお願いして、それを読み上げるような形で正確に伝えるというやり方をすることもあります。

[委員長]

今日のテーマを御提案いただいた委員から、何かおっしゃりたいことがあればお願ひします。

[K 委員]

委員の皆さんのお発言を伺っていて、一定の時間は必要なのではないかということ

が伺えたと思いますし、私自身もそのように思っています。

調停で代理人をすることが非常に多い中で感じることは、紛争を抱えている間の当事者の方の負担感です。やはりしんどい思いをしている期間は長ければ長いほど心のダメージにもつながるので、余り長いのは本人たちにとってはよろしいことではないのかなと思いますので、そのことと納得できる解決ということの両輪なのだと思っています。

私は離婚調停の代理人を務めることにやりがいを持っています。この家庭裁判所でリスタートの調整をして、これから頑張っていく準備ができたと言って、調停成立してから前へ向いて行かれる方がいらっしゃいますので、そこに向けて、負担を与え過ぎないことと納得がいく解決というの非常に重要だと思います。

調停では、お互いが自分の気持ちを話すことによって、調停委員会で整理をしていただくという過程ですので、そうすると、もやもやしている中で言い過ぎてしまうこともありますし、思ってもないことを言ってしまうこともあったりします。

家事事件手続法という法律ができた当初は、法律に従って、裁判所からも透明化ということをすごく言われていましたので、いろいろな話が当事者双方に伝わってしまい、それがかえって紛争の火に油を注いでいるかなと思う部分もありました。それが今は少し落ちつきまして、紛争において大事な伝えるべきことは調停委員から伝えいただき、言い過ぎていると思われるところは適度に、全部は言わないというようなことで、解決に向けての手続をされていますので、受け止めてもらう部分と伝える部分ということの取捨選択を調停委員はかなり専門性を持ちながらやってくださっているように思っております。ただ、専門性をお持ちの調停委員は、たくさん事件を抱えておられて、現実には、1か月で次回期日が入らないこともありますし、場所が空いていないので期日が入らないことなど、いろいろな問題があります。それはどうにもならないことでもありますが、それ以外の部分で少しでも前に進んで、スムーズに解決するためにどうあるべきかについて議論ができればと思っていました。いろいろ御意見を伺えて、大変参考になりました。ありがとうございました。

[委員長]

どうもありがとうございました。時間となりましたので、以上で議論を終了します。

## 7 次回の予定等

### (1) テーマ

「利用しやすい裁判所について」をテーマとする。

### (2) 期日等

平成29年6月16日（金）午後3時

以上